

## 第6回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和7年10月31日(金)

午後1時30分から

場所：プラザ菜の花4階「楨」

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議事録署名人の選出

### 4 議 題

- (1) 刺し網漁業(まき刺し網漁業)の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について(諮問)
- (2) しらうお船びき網特別採捕許可方針について(協議)
- (3) 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について(報告)
- (4) その他

### 5 その他

### 6 事務局連絡事項

### 7 閉 会



## 第 1 号議案

刺し網漁業（まき刺し網漁業）の制限措置、許可又は  
起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間  
について（諮問）

このことについて、令和 7 年 10 月 14 日付け水産第 983 号で  
知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 7 年 10 月 31 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

刺し網漁業（まき刺し網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を  
申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

令和8年1月31日をもって許可の有効期間が満了するまき刺し網漁業につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和7年10月14日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

記

- 1 制限措置  
別紙のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和7年12月9日から令和8年1月8日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和13年1月31日まで

(別紙)

刺し網漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 まき刺し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先海域のうち、一ノ島灯台正東の線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	76隻
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	11隻



まさ刺し網漁業 漁獲成績一覧表

許可 件数	令和3年度 (R2.10～R3.9)		令和4年度 (R3.10～R4.9)		令和5年度 (R4.10～R5.9)		令和6年度 (R5.10～R6.9)		令和7年度 (R6.10～R7.9)	
	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)								
101	780,993	149,650	451,267	159,927	209,923	111,724	161,503	87,796	276,520	148,158

※1: 許可件数 : 令和2年10月1日現在。

※2: 令和7年度は速報値です。



# 刺し網漁業（まき刺し網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるまき刺し網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第6号に掲げる刺し網漁業のうち、まき刺し網により行う漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 まき刺し網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 下表のとおり

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線から銚子市地先海域のうち、一ノ島灯台正東の線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	〃

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）銚子市地先海域のうち一ノ島灯台正東の線からいすみ市太東埼灯台正東の線に至る間の海域で等深線15メートル以浅の海域、いすみ市太東埼灯台正東の線から鴨川市入道ケ埼突端正南の線に至る間の海域で等深線20メートル以浅の海域及び鴨川市入道ケ埼突端正南の線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線に至る間の海域で等深線50メートル以浅の海域では操業してはならない。ただし、上記等深線以浅の海域であっても、共同漁業権者の同意がある場合は、当該漁業権者の有する共同漁業権の漁場の区域及びその外縁に接する海域のうち、当該同意のあった海域についてはこの限りでない。【第3の操業区域1に適用】

（2）使用する漁具の身網の長さは、975メートル以内とする。

（3）定置漁具より1,000メートル以上離れて操業しなければならない。

- (4) 操業に際し、薬物及び石材の使用による魚群のいかく行為はしてはならない。
- (5) 4月から9月までの期間は20時から翌日4時まで、その他の期間については18時から翌日5時まででは操業してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
  - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
  - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 共同漁業権者の同意書（共同漁業権区域及びその外縁に接する区域内で操業する場合）

（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（11 月 30 日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 さし網漁業（まきさし網漁業）の許可方針（昭和 44 年 12 月 24 日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 6 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

(別記様式)

刺し網漁業（まき刺し網漁業）の資源管理の状況等の報告書  
(漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあっては、その名称） ⑩

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	主な魚種	操業場所
10月	日	kg	円		
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

-----  
上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長 ⑩

(備考)

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

## 刺し網漁業（まき刺し網漁業）

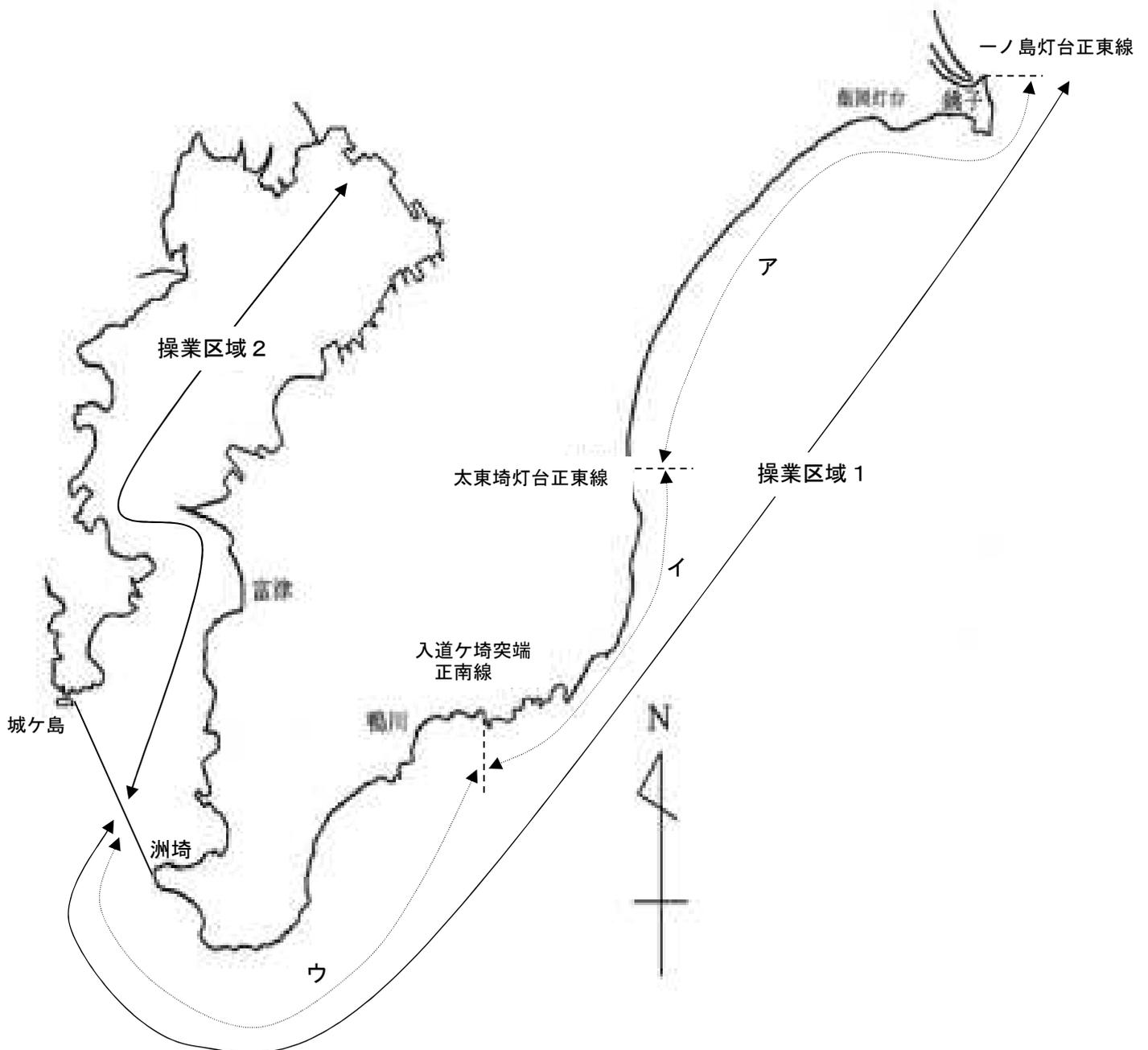
船舶の総トン数：10トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) アの等深線 15m以浅の海域、イの等深線 20m以浅の海域、ウの等深線 50m以浅の海域では操業禁止。ただし、共同漁業権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (2) 使用する漁具の身網の長さは 975m以内
- (3) 定置漁具より 1,000m以上離れて操業しなければならない。
- (4) 薬物及び石材の使用による魚群のいかく行為は禁止
- (5) 4月～9月は 20時～翌日 4時まで、10月～翌年 3月は 18時～翌日 5時まで操業禁止



## 第2号議案

しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）

このことについて、令和7年10月17日付け水産第1002号で  
知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和7年10月31日

会 長 石 井 春 人

水産第1002号

令和7年10月17日

千葉海区漁業調整委員会

会長 石井 春人 様

千葉県知事 熊谷 俊人

(公印省略)

しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）

本特別採捕の許可については、別添方針（案）により取り扱いたいので協議します。

〔添付資料〕

- ・しらうお船びき網特別採捕許可方針（案）
- ・新旧対照表
- ・採捕結果一覧
- ・操業実績数の推移及び令和7年度の許可枠

## しらうお船びき網特別採捕許可方針（案）

（趣旨）

- 1 しらうおの資源量等を調査することを目的として、しらうおを採捕しようとする場合、その許可の取扱いについては、機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の許可方針の規定にかかわらず、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可の対象）

- 2 許可の対象は、漁業協同組合に限るものとする。

（採捕の期間）

- 3 採捕の期間は、令和8年1月5日から令和8年2月14日までとする。

（採捕の区域）

- 4 採捕の区域は、次のとおりとする。
  - （1） 銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界付近の点（北緯35度43分9秒、東経140度52分10秒）110度（真方位、以下同じ。）の線から山武郡九十九里町真亀川河口中心点113度50分の線に至る間の千葉県海面のうち、共同漁業権（令和5年9月1日免許）の漁場の区域
  - （2） 匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸碑中央点（漁業権漁場基点北12号）143度50分の線からいすみ市太東埼灯台中心点30度5海里の点を通る緯線に至る間の千葉県海面のうち、距岸1,500メートル以内の区域

（採捕に使用する船舶）

- 5 採捕に使用する船舶は、次のとおりとする。
  - （1） 申請組合ごとに所属組合員が所有する船舶を用船するものとし、採捕の期間中は代船等の変更は認めないものとする。
  - （2） 4の（1）の区域については、現に機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の許可を有する船舶とする。
  - （3） 4の（2）の区域については、現に小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の許可を有する船舶とする。

(採捕の方法)

- 6 採捕の方法は、機船船びき網漁法に限るものとし、使用できる漁具は、使用船舶2隻につき1カ統とする。

(許可することができる船舶の隻数の最高限度)

- 7 許可することができる船舶の隻数の最高限度は、次のとおりとする。
- (1) 4の(1)の区域 28隻(14カ統)
  - (2) 4の(2)の区域 16隻(8カ統)

(許可の条件)

- 8 この許可に付する条件は、次のとおりとする。
- (1) いわししらすを採捕してはならない。
  - (2) 日没から日出までの間は、採捕してはならない。
  - (3) 船舶の船橋の周囲を黄色で塗装しなければならない。(4の(2)の区域に限り記入する。)
  - (4) 別記様式1の標旗を船体の見やすい場所に掲げなければならない。
  - (5) 採捕物の水揚場所は知事が指定する。
  - (6) 採捕に当たっては1隻当たり1名の採捕責任者を選定して乗船させなければならない。
  - (7) 採捕結果報告書(別記様式2)を旬ごとに取りまとめ、次の旬の最終日までに知事に提出しなければならない。
  - (8) 漁業調整あるいは水産資源の保護を図るため、採捕の中止等につき知事の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。

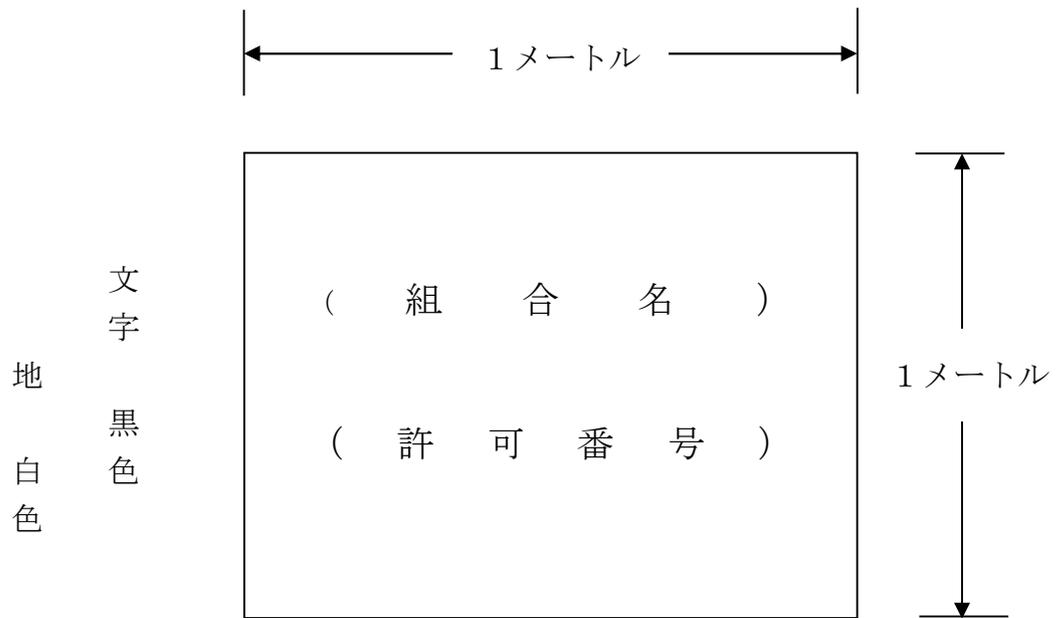
(許可の申請)

- 9 許可を受けようとする場合は、規則第48条第2項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書
  - (2) 船舶ごとの採捕従事者及び採捕責任者を記載した書類
  - (3) 採捕物の水揚場所及び採捕物の処分の方法を記載した書類

附 則

- 1 この方針は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 しらうお船びき網特別採捕許可方針(令和6年11月25日施行)は、令和7年2月14日限りで廃止する。

(別記様式1)



(別記様式2)

しらうお採捕結果報告書 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

千葉県知事 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 漁業協同組合

代表理事組合長 \_\_\_\_\_

1 採捕状況

項目	月日	/	/	/	/	/	/	/	計	船名 (乗組員数)		丸(名)	
										責任者氏名			
出入港時刻													
曳網回数													
採捕状況	しらうお	a	kg										
	その他	b	kg										
	合計	c = (a+b)	kg										
	混獲率	b/c											
	水揚金額		円										
備考	操業海域及び水深												
	しらうおの大きさ												
	しらうおの卵の有無												

2 収支状況

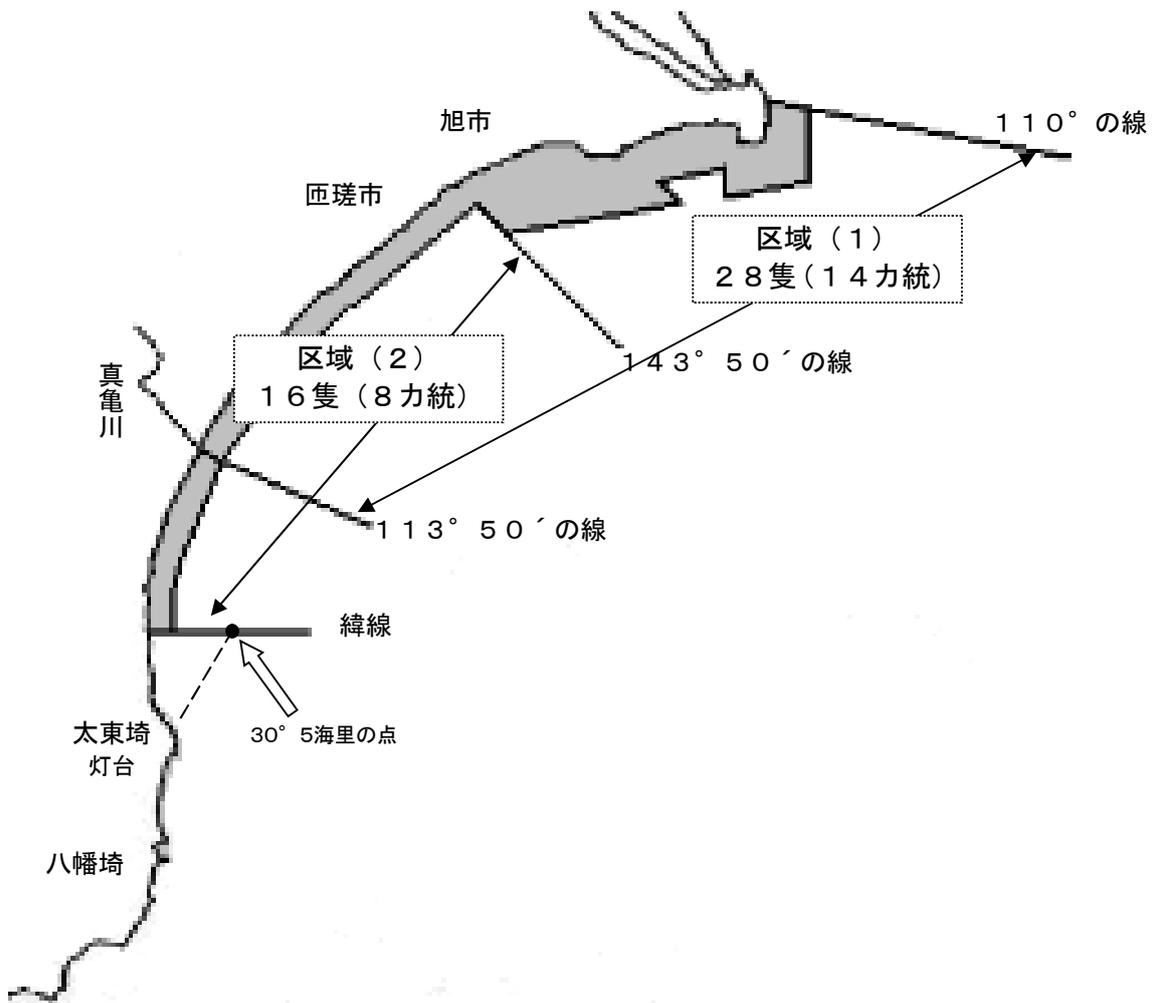
水揚金額の合計 A	円
-----------	---

経費の合計 B	円
燃料費	円
労務費	円
漁具費	円
その他経費	円
経費の内訳	

収支状況 A-B	円
----------	---

# しらうお船びき網特別採捕許可区域概略図

採捕期間：区域（１）及び（２） １月５日から２月１４日まで



しらうお船びき網特別採捕許可方針 新旧対照表

新（改正案）	旧（改正前）
<p>1～2（略） （採捕の期間）</p> <p>3 採捕の期間は、<u>令和8年1月5日から令和8年2月14日</u>までとする。</p> <p>4～9（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、<u>令和7年 月 日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>しらうお船びき網特別採捕許可方針（令和6年11月25日施行）</u>は、<u>令和7年2月14日</u>限りで廃止する。</p>	<p>1～2（略） （採捕の期間）</p> <p>3 採捕の期間は、<u>令和7年1月5日から令和7年2月14日</u>までとする。</p> <p>4～9（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、<u>令和6年11月25日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>しらうお船びき網特別採捕許可方針（令和5年12月8日施行）</u>は、<u>令和6年2月14日</u>限りで廃止する。</p>

(参考)

しらうお船びき網特別採捕許可に係る採捕結果一覧(区域別)

年度 (漁期)	令和4年度 (R5.1.5~2.14)			令和5年度 (R6.1.5~2.14)			令和6年度 (R7.1.5~2.14)			備考
	区域(1)	区域(2)	合計	区域(1)	区域(2)	合計	区域(1)	区域(2)	合計	
許可数(隻)	28	14	42	30	14	44	28	14	42	
操業実績数(隻)	4	0	4	28	10	38	28	12	40	
延操業日数(日)	33	0	33	36	5	41	21	6	27	A
延曳網回数(回)	310	0	310	156	11	167	52	12	64	B
水揚量	しらうお(kg)	925	0	646	4	650	38	25	63	C
	その他(kg)	0	0	0	0	0	13	0	13	
	合計(kg)	925	0	925	646	4	650	51	76	D
しらうお水揚金額(千円)	3,098	0	3,098	2,513	14	2,527	164	20	184	
しらうお採捕率(%)	100	-	100	100	100	100	74	100	83	C/D
操業1日当たり しらうお水揚量(kg)	28.0	-	28.0	17.9	0.8	15.8	1.8	4.2	2.3	C/A
1曳網当たり しらうお水揚量(kg)	3.0	-	3.0	4.1	0.4	3.9	0.7	2.1	1.0	C/B

(参考)

### しらうお船びき網特別採捕許可の操業実績数の推移及び令和7年度の許可枠

区 域	(1)	(2)			合計	許可数	総許可枠
		海匠 (本所)	海匠 (匠磋支所)	九十九里 (旧九十九里町)			
操業実績数	R2	4	0	0	4	44	52
	R3	4	0	0	4	44	46
	R4	4	0	0	4	42	46
	R5	28	10	0	38	44	46
	R6	28	10	2	40	42	44
	最大操業実績数(A)	28	10	2	40		
調整枠(B)	-※	2	2	4			
許可枠(A+B)	28	12	4	44			

許可枠の算出方法 ① 過去5年間の最大操業実績数に漁協ごとの調整枠を加えて許可枠とする。

② 出漁した量が漁獲がなかったものについては操業実績とする。

※ 海匠漁協(本所)は既に調整枠2隻を使用して許可を受けているため、許可枠の算出の際には新たに調整枠を加えない。